２０２６／２７WEリーグクラシエカップ試合実施要項

２０２６／２７ＷＥリーグクラシエカップ試合実施要項（以下、「リーグカップ戦実施要項」という）は、ＷＥリーグ規約（以下「規約」という）第 29 条第１項に定める公式試合として、２０２６／２７ＷＥリーグクラシエカップ（以下「本大会」という）の実施に関して定めるものであり、本大会の試合（以下、「試合」という）運営はリーグカップ戦実施要項によるものとする。なお、リーグカップ戦実施要項に定めのない事項については「２０２６／２７ＷＥリーグ試合実施要項」（以下「リーグ戦実施要項」という）を準用する。

第１条〔大会方式〕

(1) 本大会は、リーグステージおよびノックアウトステージの２ステージで構成される。

(2) リーグステージは、次の各号のとおりとする。

① 参加する全 12 チームが１つのリーグに入り、異なる８クラブとホーム４試合、アウェイ４試合の計８試合対戦する。

② 組み合わせは、2025/26 SOMPO WE リーグ の年間順位の上位から順番に３クラブずつ、ポット１からポット４に振り分け、抽選により決定した各ポット２クラブずつと対戦する。

③ リーグステージの１位から６位の６チームが、ノックアウトステージに進出する。

(3) ノックアウトステージは、次の各号のとおりとする。

① 準々決勝、準決勝および決勝で構成され、いずれも１試合制のノックアウト方式により行う。

② 組み合わせは、リーグステージの順位に基づき、以下のとおりとする。

イ. 準々決勝

準々決勝①：リーグステージ４位　対　リーグステージ５位

準々決勝②：リーグステージ３位　対　リーグステージ６位

ロ. 準決勝

準決勝①：リーグステージ１位　対　準々決勝①の勝者

準決勝②：リーグステージ２位　対　準々決勝②の勝者

ハ. 決勝

決勝：準決勝①の勝者　対　準決勝②の勝者

③ ホームクラブは、以下のとおりとする。

イ. 準々決勝および準決勝は対戦表記が左側のチームとする。ただし、当該クラブがやむを得ない事情によりスタジアムを確保できない場合、他方のクラブがホームクラブとする。

ロ. 決勝のスタジアムはＷＥリーグが決定する。なお、対戦表記が左側のチームをホームクラブ扱いとする。

(4) 本条において想定されていない事態が発生した場合の措置は、理事会で審議決定する。

第２条〔試合の主催等〕

(1) 本大会のすべての試合は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）およびＷＥリーグが主催し、ＷＥリーグが主管する。

(2) ＷＥリーグは、本大会のリーグステージおよびノックアウトステージ準々決勝および準決勝の主管権をホームクラブに譲渡する。

第３条〔追加登録期限と出場制限〕

(1) 選手を試合へ出場させるための追加登録期限は、2027 年３月 26 日とし、同日までに協会への選手登録およびＷＥリーグ登録を完了した選手でなければ試合に出場することはできない。

(2) チームは、リーグステージにおいて既に他のチームで出場した選手を、リーグステージに出場させてはならない。また、チームはノックアウトステージにおいて、既に他のチームで出場した選手を、ノックアウトステージに出場させてはならない。

第４条〔エントリー〕

(1) リーグステージにおける１チームあたりのエントリー上限人数は、選手は 18 人、チームスタッフは７人とする。

(2) ノックアウトステージおける１チームあたりのエントリー上限人数は、選手は 20 人、チームスタッフは７人とする。

第５条〔リーグステージにおける試合の勝敗の決定〕

(1) 90 分間（前後半各 45 分）の試合を行い勝敗が決定しない場合、ＰＫ戦（各チーム５人ずつ。勝敗が決定しない場合は、６人目以降は１人ずつで勝敗が決定するまで）を行い、勝敗を決定する。

(2) リーグステージが終了した時点で、勝点の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。

(3) 勝点は、以下のとおり付与される。

① 90 分間の試合で勝利したチーム：勝点３

② ＰＫ戦で勝利したチーム：勝点２

③ ＰＫ戦で敗北したチーム：勝点１

④ 90 分間の試合で敗北したチーム：勝点０

(4) 勝点が同一の場合は、次の各号の順序により決定する。

① 全試合の得失点差

② 全試合の得点数

③ 全試合の 90 分間の試合での勝利数

④ 全試合のＰＫ戦での勝利数

⑤ 順位決定に関わるチームが２チームのみで、双方のチームがフィールド上にいる場合はＰＫ戦

⑥ リーグステージの全試合の反則ポイントの少ない順

⑦ 抽選

(5) 第１項第７号の抽選は、順位の優劣を確定させる必要があると理事会が判断したとき

に限り実施される。

(6) 本条第１項のＰＫ戦は、次の各号のとおりとする。

① ＰＫ戦に参加できる者は、後半終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーは、負傷によりプレー続行不可能で、選手交代が５人に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。

② ＰＫ戦において使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。ただし、主審は、グラウンド状態、安全等を考慮し、コイントスを行わずに使用するゴールを決定することができる。ＰＫ戦開始後は、安全上の理由またはゴールもしくはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り、主審は使用するゴールを変更することができる。

第６条〔ノックアウトステージにおける試合の勝敗の決定〕

(1) 90 分間（前後半各 45 分）の試合を行い勝敗が決しない場合、30 分間（前後半各 15 分）の延長戦を行う。延長戦で勝敗が決しない場合、ＰＫ戦（各チーム５人ずつ。勝敗が決定しない場合は、６人目以降は１人ずつで勝敗が決定するまで）を行い、勝敗を決定する。

(2) 本条第１項の延長戦は、次の各号のとおりとする。

① 延長戦に出場する者は、後半終了時にピッチ内でプレーしていた選手とする。ただし、延長戦を実施する場合、リーグ戦実施要項第 33 条第１項第１号および第２号の定めにかかわらず、90 分間の試合の交代人数および交代回数と合わせて、最大６人かつ４回（ハーフタイム、後半終了と延長戦の間および延長戦のハーフタイムを除く）の選手交代を行うことができる（なお、リーグ戦実施要項第 33 条第２項に定める脳振盪による交代および追加の交代の交代回数および交代人数に変更はないものとする）。

② 延長戦に入る前の休憩時間にピッチ内に入ることができる者は、「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフおよび選手に限る。ただし、主審により退場を命じられた者を除く。

③ 延長戦に入る前の休憩時間にピッチ内に入ることができる者は、「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフおよび選手に限る。ただし、主審により退場を命じられた者を除く。

(3) 本条第１項のＰＫ戦は、次の各号のとおりとする

① ＰＫ戦に参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーは、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了時までに選手交代が６人に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。

② ＰＫ戦において使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。ただし、主審は、グラウンド状態、安全等を考慮し、コイントスを行わずに使用するゴールを決定することができる。ＰＫ戦開始後は、安全上の理由またはゴールもしくはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り、主審は使用するゴールを変更することができる。

第７条〔順位の決定および表彰〕

(1) ＷＥリーグは、決勝で勝利したチームを優勝、敗北したチームを２位として、別途理事会が定めるＷＥリーグ表彰規程（以下「表彰規程」という）により表彰する。

(2) 前項の定めにかかわらず、決勝が規約第 53 条に定めるみなし開催となった場合、その状況に応じて次の各号のとおり取り扱うものとする。

① 規約第 53 条第１号に該当する場合（不可抗力を原因とする場合）
双方のチームを優勝とする。賞金は表彰規程第７条第１項および第２項に定める賞金の合計を折半し、それぞれ 7,500,000 円（消費税抜）とする。

② 規約第 53 条第２号に該当する場合(一方のチームの責に帰すべき事由がある場合）
責に帰すべき事由のないチームを優勝、責に帰すべき事由のあるチームを２位とする。

③ 規約第 53 条第３号に該当する場合（双方のチームの責めに帰すべき事由がある場合）
双方のチームを２位とする。賞金は表彰規程第７条第２項の定めに従い、それぞれ 5,000,000 円（消費税抜）とする。

第８条〔広告看板等の設置〕

ホームクラブは、ホームゲームを開催するスタジアムにおいて、ＷＥリーグが指定する位置にＷＥリーグが指定する掲出物を掲出できるスペースを別表のとおり確保しなければならない。

第９条〔手当て〕

(1) 審判員の手当て等は次の各号のとおりとする。

① 主審
手当て：30,000 円（消費税抜）
交通費・宿泊費：ＷＥリーグの「旅費規程」による

② 副審
手当て：18,000 円（消費税抜）
交通費・宿泊費：ＷＥリーグの「旅費規程」による

③ 第４の審判員
手当て：10,000 円（消費税抜）
交通費・宿泊費：ＷＥリーグの「旅費規程」による

(2) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次の各号のとおりとする。

① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合または試合が開始されなかった場合、手当ては支払わない。

② 試合途中の負傷等により交代した場合または試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする。

イ．試合途中から手当ての額の少ない職務についた場合
それまでの職務に対して前項に定めた手当てを支払う。

ロ．試合途中から手当ての額の多い職務についた場合

新たな職務に対して前項に定めた手当てを支払う。

ハ. 試合途中から職務が果たせなくなった場合または試合が中止された場合
規約第 52 条第２項第２号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に関わる職務に対して以下の手当てを支払う。

主審
手当て：18,000 円（消費税抜）
副審
手当て：10,800 円（消費税抜）
第４の審判員
手当て：6,000 円（消費税抜）

③ 前号に関わる交通費および宿泊費は、実際に移動および宿泊を伴った場合に限りＷＥリーグの「旅費規程」に基づいて支払う。

(3) マッチコミッショナーの手当て等は、以下のとおりとする。
手当て：20,000 円（消費税抜）
交通費・宿泊費：ＷＥリーグの「旅費規程」による

(4) 試合が中止された場合のマッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。

① マッチコミッショナーがスタジアムに到着する前に中止が決定した場合
手当て：なし
交通費・宿泊費：ＷＥリーグの「旅費規程」による（移動が伴った場合にのみ支払い）

② マッチコミッショナーがスタジアムに到着した後、試合開始前に中止が決定した場合
手当て：13,000 円（消費税抜）
交通費・宿泊費：ＷＥリーグの「旅費規程」による

③ 試合途中に中止が決定した場合
手当て：20,000 円（消費税抜）
交通費・宿泊費：ＷＥリーグの「旅費規程」による

第 10 条〔アクレディテーションカード（ＡＤ証）〕

(1) リーグステージおよびノックアウトステージの準々決勝および準決勝は、リーグ戦実施要項第 21 条に定めるアクレディテーションカード（以下、「ＡＤ証」という）およびホームクラブが発行するＡＤ証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。

(2) ノックアウトステージの決勝は、リーグ戦実施要項第 21 条に定めるＡＤ証およびＷＥリーグが別途発行するＡＤ証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。

第 11 条〔遠征経費〕

本大会に出場する際のチームの遠征に要する交通費および宿泊費は以下のとおりとする。

(1) リーグステージおよびノックアウトステージの準々決勝および準決勝は、出場す

る WE クラブがそれぞれ負担する。

(2) ノックアウトステージの決勝は、ＷＥリーグの「旅費規程」に基づき、ＷＥリーグが負担する。なお、旅費規程第２条第１項第１号に定める人員数は、本試合に限り 29 人（役員およびチームスタッフ９人、選手 20 人）を上限とする。

第 12 条〔改　正〕

リーグカップ戦実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う

別表　ＷＥリーグ_広告看板基本設置図

